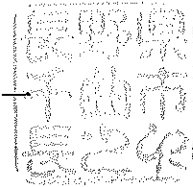


千曲市告示第31号

千曲市高齢者介護用品等支給交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

千曲市長 小川 修



千曲市高齢者介護用品等支給交付要綱の一部を改正する告示

千曲市高齢者介護用品等支給交付要綱（平成15年千曲市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「家庭において」を削り、「用具等」を「介護用品等」に改める。

第2条の見出し中「者」を削り、同条中「対象は、」の次に「市内に住所を有し、かつ、在宅において生活し、住民税非課税世帯に属する65歳以上の者のうち、」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、老人福祉施設等への入所及び病院等への入院期間中に使用する介護用品等については、支給の対象外とする。

第3条の見出し中「用具」を「介護用品等」に改め、同条中「支給」の次に「の」を、「対象」の次に「となる」を加え、「用具」を「介護用品等」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、介護用品等を購入した日から1年を経過する日までに第6条に規定する支給申請がない介護用品等の購入の経費は、支給の対象外とする。

第6条中「介護者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加える。

第8条中「用具等」を「介護用品等」に改める。

本則に次の1条を加える。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表中

介護保険の要支援・要介護認定者。ただし、市民税課税世帯に属する者は除く。
千曲市要援護高齢者台帳に記載されている65歳以上の者。ただし、市民税課

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく要介護又は要支援の認定を受けている者。
介護保険法の規定に基づく要介護4以上の認定を受けている者を除く、要介護

税世帯に属する者及び介護保険の認定者で介護度4・5の市民税非課税世帯を除く。

介護保険の認定者で、介護度4・5の市民税非課税世帯

認定における認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者若しくは認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者。ただし、認定調査票では必要性が確認できない場合については、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。

介護保険法の規定に基づく要介護4又は5の認定を受けている者。

」を

」に改める。

様式第1号を次のように改める。

介護用品等支給申請書

(宛先) 千曲市長

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話
(対象者との関係)

介護用品等を購入したので、次のとおり扶助費の支給を申請します。

なお、この申請に当たり、支給等の確認のために、千曲市長が対象者及び同一世帯の者の課税台帳関係資料及び介護保険関係書類を閲覧することに同意します。

対象者	住所	千曲市		電話	
	フリガナ 氏名		男 女	生年月日	年 月 日 (歳)
個人番号					
介護認定		<input type="checkbox"/> 認定なし <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 ()			
対象者の状況 (介護用品等の 必要性確認) ※要介護3以下 の場合のみ記入	排尿	介助されていない ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助			
	排便	介助されていない ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助			
	ズボン等の着脱	介助されていない ・ 見守り等 ・ 一部介助 ・ 全介助			
	特記事項 介護用品使用理由等				
購入期間内の 入院・入所状況	<input type="checkbox"/> 入院・入所期間なし (在宅) <input type="checkbox"/> 入院・入所期間あり (病院・施設等名称 : _____) (入院・入所期間 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日)				
口座振込先	金融機関名	銀行 ・ 金庫 ・ 組合 ・ 農協			
	支店名	支店 ・ 支所			
	口座の種類	普通 ・ 当座			
	口座番号				
	(フリガナ) 口座名義人氏名				

(添付資料) 購入時の領収書 (購入した日付、品目、金額の記載があるもの)

(注意事項) 購入日より1年以内に申請してください。

老人福祉施設等への入所及び病院等への入院期間中の購入分は支給対象外となります。

本事業では、世帯分離をしている場合でも対象者と同一住所にお住まいの方全員を同一世帯とみなし、住民税課税世帯である場合は支給対象外となります。

※市記入欄

申請状況	<input type="checkbox"/> 新規利用者 <input type="checkbox"/> 既存利用者		
住民税課税状況	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税		
介護認定	<input type="checkbox"/> 認定なし <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () (認定有効期間: 年 月 日 ~ 年 月 日)		
介護用品の必要性	<input type="checkbox"/> 認定調査票【排尿・排便】の項目が【介助・見守り】に該当する <input type="checkbox"/> 認定調査票【ズボン等の着脱】等の特記事項より必要性が認められる () <input type="checkbox"/> 認定調査票に準ずる確認により必要性が認められる <input type="checkbox"/> 必要性が認められない		
購入品目	取得年月日	支給基準額 (円)	支給額 (円)
計			

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の千曲市高齢者介護用品等支給交付要綱別表に規定する対象者の認定を受けている者については、同表の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 前項に規定する者が申請する扶助費の支給については、なお従前の例による